間の中から業

だ。

在宅障害者扶助料 **支給要件が変更されま** d

定者は、 令和2年4月1日より、 扶助料の支給対象外となります。 65歳以上の新たな障害認

Q 65歳以上の障害認定

者の実績は。

A 以上の新規障害認定者は、 145人。身体障害者1

27人、 平成30年度で、 精神障害者18人 65 歳 A

引き続き扶助を行うこと 度実績で145人である。 30 年 原則 受けられる。 1 割となっている。

Q

新規認定者は、

円に増額している状況を 30年度では、14億2千万 ると、24年度では、 億7千万円であったが、 今回の改正とし 約フ サー もあったのでは。 近隣自治体並にする方法 A

ているので、 既に生活費の一 などを検討し、 ビスの充実や利用度 今回の改正

た。 踏まえ、

Q 現在、身体障害者が

利用可能な福祉サービス

及び、自己負担額は。 居宅介護、グループ

などの障害児通所支援が 障害児は、障害発達支援 利用や車椅子、義足など ホーム、就労支援などの の補装具の交付が可能だ。 自己負担は

としなくても、 新規認定者を対象外 扶助料を

ができたのではないか。

A

障害者扶助全体を見

Q

在宅障害者の 部となっ 扶助料は 福 祉

討

成

0

支給対象者の扶助料は、 ね達成できた。現在、 初の扶助料の目的は概 スの充実が図られ、当 らすための福祉サー 施行により、地域で暮 年齢制限は適切だ 障害者総合支援法の Ľ

措置である。 外とした判断は適切な 害者手帳取得者を対象 回、65歳以上の新規障 を招く恐れがある。 り、劇的な変更は混乱 生活の一部になってお 今

反 対

引くな 安易に年齢でラインを

が多いわけではない。 インを引くのは不公平 に65歳という年齢でラ り判断すべきだ。安易 あれば、世帯所得によ 扶助費の削減が必要で る費用は同じだ。仮に、 サービスや生活にかか 齢に関係なく、 障害者となった方も年 方全てが、年金支給額 新たに障害者となる 介護

論

しました。

が提案され議論しました。 月額報酬を改定する条例 議会の答申を受け、

審議経過

低い状況である。 県内同規模の市よりも

各委員が慎重に審議

重要になった。また、 定数を削減し、責務も

議の提出があった。 内で議論を重ねたが、 終日に、一部の議員から この議案に対する修正動 議案質疑および委員 会

> を尊重しなければなら した結果であり、答申

後、 員間討議をした。 反対議員の対応など、 原案が可決されたときの この修正案の趣旨説明 修正に対する根拠や 議

賛成多数で可決した。 (成少数で否決、原案は 議論の後、 修正案は

議 対して、議論 員報酬に を

愛西市特別職報酬 議員 等

元に答申が出た。議員は、議会からの要請を

定を見送ったが、今回 考え、議会の意思で改

けた当時、

市の状況を

答申を尊重すべきだ

成

平成28年に答申を

反 対

得られない 市民負担の 中で合意は

合併特例の縮減を 市民生活に 合

えた生活の中から支払 の値上げにあてること われた税金を議員報酬 影響もあり、負担の増 由の一つとするなら、 り少ないことを答申理 併特例の縮減が想定よ べきだ。消費税増税の 各種施策の再検討をす 負担をかけている。 由にして、

討 論

市民の合意を得